

## 函館市食品衛生検査施設内部点検実施要領

### 1 目的

この要領は、食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日付厚生省令第23号）第37条第12号の検査または試験（以下「検査等」という。）の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書として、函館市食品衛生検査施設検査業務管理要綱（以下「要綱」という。）第16条の内部点検の方法を示し、内部点検を実施することにより、食品衛生検査施設の検査等の信頼性を確保することを目的とする。

### 2 用語の定義

この要領において用いる用語は、平成16年3月23日食安監発第0323007号「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」において用いられる用語の定義に準じる。

### 3 点検実施者

信頼性確保部門責任者または指定した職員（以下「信頼性確保部門責任者等」という。）

### 4 点検項目

点検は以下の項目について行う。

- (1) 試験品採取 (2) 検体搬送 (3) 検体名簿 (4) 検体受領
- (5) 検査操作区域 (6) 試薬等管理 (7) 機械器具の管理 (8) 検査実施
- (9) 検体保存 (10) 検査結果通知 (11) 検査記録の保存 (12) 検体廃棄

### 5 点検の頻度

内部点検は、信頼性確保部門責任者等が検査部門責任者および検査区分責任者と協議のうえ、年度当初に定める「内部点検実施計画書」（様式1-1）に基づき年2回以上実施する。

### 6 点検の実施方法

- (1) 信頼性確保部門責任者等は、実施する日時や内容について検査部門責任者および検査区分責任者と協議のうえ、検査区分責任者の立ち会いのもとに内部点検を行う。
- (2) 信頼性確保部門責任者等は、内部点検表（様式1-2）に従い点検を行い、その結果を保存する。

- (3) 信頼性確保部門責任者等は、点検終了後速やかに、内部点検結果報告書（様式 1－3）を作成し、内部点検表を添えて検査部門責任者に報告する。  
に従い点検を行い、その結果を保存する。
- (4) 検査部門責任者は、報告書を確認した後、検査区分責任者に送付する。検査区分責任者は、送付された報告書を確認し保存する。

## 7 改善措置

- (1) 検査部門責任者は、信頼性確保部門責任者から改善措置を求められた際は、速やかに改善措置を講じ、その内容を改善事項報告書（様式 1－4）に記載して信頼性確保部門責任者に報告するとともに、その記録を保存する。
- (2) 信頼性確保部門責任者等は、検査部門責任者から改善措置の報告を受けたときは、講じた改善措置の確認を行い、または指定した職員に行わせ、その記録を作成し保存する。

### 附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 10 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。